

令和 8 年度結城市有機 J A S 認証取得支援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 市長は、肥料等の資材価格が高騰する状況においても本市農業の持続的な発展を図るため、化学肥料・化学合成農薬を使用せず、かつ、農産物の高付加価値化を期待できる有機農業を拡大することを目的として、有機農産物として差別化して表示販売するために必要となる有機 J A S 認証を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において令和 8 年度結城市有機 J A S 認証取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、補助金の交付については、茨城県が定めるいばらき有機農業トップランナー事業実施要領及び令和 8 年度いばらき有機農業トップランナー事業費補助金交付要項並びに結城市補助金等交付規則（平成 1 2 年結城市規則第 4 2 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、いばらき有機農業トップランナー事業実施要領別記 4 有機 J A S 認証取得支援第 4 に規定する要件のうち、第 1 項又は第 2 項に掲げる各要件及び第 4 項を満たす者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 8 年度結城市有機 J A S 認証取得支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書の承認に係る通知の写し
- (2) 見積書
- (3) 有機 J A S 認定証の写し（取得済み面積がある場合は、面積を確認できること）
- (4) 有機 J A S 認証取得予定のほ場情報が分かる書類（ほ場図、地番、面積等）
- (5) 同意書（有機農産物の有機 J A S 認証のうち新規認証取得者向け支援のみ）
- (6) 債権者登録申請書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定通知)

第 5 条 補助金の交付決定の通知は、令和 8 年度結城市有機 J A S 認証取得支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(内容の変更等)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた事業実施主体（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、令和8年度結城市有機JAS認証取得支援補助金内容変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に修了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項に規定する内容の変更等について承認したときは、令和8年度結城市有機JAS認証取得支援補助金内容変更等承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度結城市有機JAS認証取得支援補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第8条 補助金の額の確定の通知は、令和8年度結城市有機JAS認証取得支援補助金額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告)

第9条 交付決定者は、補助事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、令和8年度結城市有機JAS認証取得支援補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定若しくは補助金の額の確定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前条の報告書を提出したとき。

(経理区分)

第11条 交付決定者は、補助対象経費と他の経費を経理区分し、補助対象経費を明確にしておかなければならない。

(庶務)

第12条 この要項に定める手続等については、経済環境部農政課において処理する。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助対象経費は次に掲げるとおりとする。 ただし、（１）のみの申請は、補助対象外とする。 （１）有機ＪＡＳ講習会受講に係る経費 補助対象経費は、講習会の受講料（教材費を含む。）の実費のみとする（交通費及び宿泊費は補助対象外とする。）。 （２）有機ＪＡＳ認証費用に係る経費 補助対象経費は次のとおりとする。ただし、事業の実施に必要なものであっても、入会費、年会費、運営協力費、ＪＡＳマークシール発行費、認証書英語版発行費、認証事項公表費、年間維持管理費、振込手数料、郵送料等、有機ＪＡＳ認証を取得する上で必須と認められない経費については、補助対象外とする。 ア 認証事務に要する経費（申請費、書類審査費、判定費、証明書発行費等） イ ほ場実地検査に係る費用（検査員旅費を含み、宿泊費を除く。）	（１）有機ＪＡＳ講習会受講に係る経費の補助額は全額とする。ただし、上限額は、１事業実施主体当たり１０，０００円とする。 （２）有機ＪＡＳ認証費用に係る経費の補助額は全額とする。ただし、上限額は、１事業実施主体当たり１４０，０００円とする。